

防整整第182号  
令和元年5月9日

陸上幕僚長  
海上幕僚長 殿  
航空幕僚長

整備計画局長  
(公印省略)

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令第25  
条に規定する物件制限の特例の承認基準について(通知)

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

## 物件制限の特例に係る承認基準

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第105号）第25条の規定に基づく、水平表面の上に出る障害物件の設置の承認基準は次のとおりとする。

## 第1 承認基準

- (1) 仮設物の場合  
建築物の工事のために設置する必要最小限の仮設物
- (2) 避雷設備の場合  
建築基準法（昭和25年法律第201号）第33条の規定により設けなければならない避雷設備
- (3) 地形又は既存物件との関係から航空機の飛行の安全を特に害しない物件の場合  
イ 山との関係が、次の表に示す条件に適合する物件。なお、当該物件が着陸帯と山の間にあるか、その外側にあるかの判定は、山頂を通る着陸帯の中心線との平行線を基準として行う。

飛行場標高からの山の高さを1とした当該物件の高さの比	申請物件の位置	山と申請物件との距離
1以下 0.7以上	着陸帯と山の間にある場合	300m以内
	山の外側にある場合	300m以内
0.7未満 0.5以上	着陸帯と山の間にある場合	500m以内
	山の外側にある場合	800m以内
0.5未満 0.3以上	着陸帯と山の間にある場合	800m以内
	山の外側にある場合	1km以内
0.3未満	着陸帯と山の間にある場合	1km以内
	山の外側にある場合	1.5km以内

ロ 既存物件との関係が、次の表に示す条件に適合する物件

飛行場標高からの既存物件の高さを1とした当該物件の高さの比	申請物件の位置 (別図参照)
1以下 0.7以上	実線A-1で囲まれる部分
0.7未満 0.5以上	実線A-2で囲まれる部分
0.5未満 0.3以上	実線A-3で囲まれる部分
0.3未満	実線A-4で囲まれる部分

## 第2 承認の条件

第1の承認基準に従い障害物件の設置の承認をする場合は、次の基準により昼間障害標識及び航空障害灯を設置することを条件として承認するものとする。

- (1) 昼間障害標識  
イ 当該物件が、昼間障害標識が設置されている既存物件より200m以上離れている場合は、昼間障害標識を設置すること。  
ロ 既存物件に昼間障害標識が設置されていない場合は、当該物件に昼間障害標識を設置すること。

(2) 航空障害灯

イ 当該物件が、航空障害灯が設置されている山又は既存物件より500m以上離れている場合は、航空障害灯を設置すること。

ロ 山又は既存物件に航空障害灯が設置されていない場合は、当該物件に航空障害灯を設置すること。

第3 手続等

1 航空法（昭和27年法律第231号）第49条第1項ただし書きに基づく申入れがあったときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。

(1) 物件の設置者

(2) 物件の種類（煙突、フレアスタック、ビルディング等）

(3) 設置場所（町名、地番、緯度、経度）

(4) 地表からの高さ及び海拔高

(5) 飛行場標点からの高さ及び距離

(6) 物件設置のための工期

(7) 仮設物にあっては、除去予定期日

(8) 水平表面を超えた高さを必要とする理由

(9) 着陸帯及び水平表面並びに当該物件の位置を示した5万分の1の地図

(10) 飛行場標高を基準として当該物件より高い近接した既存物件又は山のある場合は、その関係及び間隔を示した平面図

(11) 物件の立面図

(12) その他参考となる事項

2 第3の1の申請書は、管理者及び幕僚長を経由して、防衛大臣に提出するものとする。この場合において、申請書を受理した管理者及び幕僚長は、速やかに当該申請書に意見を添えて防衛大臣に送付しなければならない。

第4 その他

この承認基準により難しい場合には、整備計画局長と協議するものとする。

